



福島医発第 1496 号 (地)
令和 3 年 8 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 53)

今般、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、別紙のとおり厚生労働省より取扱いが示された旨、日本医師会より通知がありましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、①自宅・宿泊療養を行っている者に対して、主治医の指示に基づき、訪問看護ステーション又は保険医療機関が緊急に訪問看護を実施した場合において、長時間精神科訪問看護加算 (5200 円) 又は長時間精神科訪問看護・指導加算 (520 点) の取扱いについて、②宿泊施設又は当該者若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者に対する特別訪問看護指示書の取扱いについて示されております。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

問 1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 52)」
(令和 3 年 8 月 5 日付け福島医発第 1381 号 (地) にてご連絡済み。) の問 1 及び問 2
について、長時間精神科訪問看護加算 (5,200 円) 又は長時間精神科訪問看護・指導
加算 (520 点) の算定についても同様の取扱いとなるか。

(答) そのとおり。

問 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114
号) 第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに
相当する場所から外出しないことを求められている者に対して、特別訪問看護指示
書を交付することが可能か。

(答) 可能。

以上

(保 123)

令和3年8月12日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その53）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、①自宅・宿泊療養を行っている者に対して、主治医の指示に基づき、訪問看護ステーション又は保険医療機関が緊急に訪問看護を実施した場合において、長時間精神科訪問看護加算（5200円）又は長時間精神科訪問看護・指導加算（520点）の取扱いについて、②宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者に対する、特別訪問看護指示書の取扱いについて示されております。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その53）

（令3.8.11 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 11 日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その53）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び訪問看護ステーションに対し周知徹底を図られたい。

以上

(別添)

問 1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 52）」（令和 3 年 8 月 4 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の問 1 及び問 2 について、長時間精神科訪問看護加算（5,200 円）又は長時間精神科訪問看護・指導加算（520 点）の算定についても同様の取扱いとなるか。

（答） そのとおり。

問 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者に対して、特別訪問看護指示書を交付することが可能か。

（答） 可能。